さくら通信 11月号

2026年11月
No.263

発行
さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
㈱さくらビジネスサービス
労働保険事務組合　徳島県労務能率協会

合唱部



私たちの事務所の目の前には佐古小学校があります。佐古小学校は昔から音楽の部活動が盛んに行われており、吹奏楽の演奏や合唱がいつも聞こえてきます。私の娘も合唱部に所属しており、日々朝から練習をしています。仕事をしているときにも学校から歌声が聞こえてきて、いつも癒されております。

そして、佐古小学校合唱部は、この11月に静岡県の浜松にて行われる合唱コンクールの全国大会に徳島県代表として参加することになっています。日頃の練習の成果を出し切ってほしいものです。

（孝志洋）

飲食料品の消費税1%の方針 ―閣議決定の中身と、いまからの備え―

令和8年8月5日、政府が基本方針を閣議決定しました。令和9年4月1日から2年間、軽減税率の対象である飲食料品の消費税率を1%とする内容です。2年間のつなぎとされ、終了後の税率は基本方針にありません。報道の「実質ゼロ」は、給付と合わせた家計側の話です。税率が0%になるわけではなく、申告と納税も残ります。



対象は現行の軽減税率の飲食料品です。酒類と店内飲食は対象外です。同じ店でも持ち帰りや配達は対象になります。ただし届け先で盛り付けや給仕をするケータリングは対象外です。いま8%と10%の差は2ポイントです。1%になれば9ポイントに広がります。判定を誤ったときの重みは4倍以上です。店内のルールと従業員への周知を、システムより先にご検討ください。

影響の向きは業種と課税方式で分かれます。原則課税の食品小売や卸、製造では、預かる消費税が大きく減ります。一方、家賃や電気代、包装材は10%のままです。差額は還付になり得ますが、戻るのは申告の後です。それまでは自己資金で立て替える形になり、資金繰りは苦しくなります。中間申告の税額も前の課税期間の実績で決まるため、納めすぎになりやすくなります。仮決算による中間申告で抑えられます。

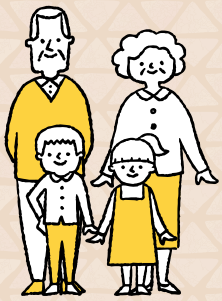
原則課税の店内飲食は逆です。売上は10%のまま、食材だけが1%に下がります。差し引く税額が減るので、納める税額は増えます。簡易課税は売上に係る税とみなし仕入率で決まります。外食は変わりません。売上が1%になる業種は納税額が減ります。



備えの中心はシステムです。提供元へ2点をご確認ください。1%を日付で切り替えられるか。請求書と帳簿に1%の区分を追加できるか。作業の本体は、いまの8%の商品を1%へ付け替えるマスターの整備です。売価を下げるか本体価格に振り替えるかは経営判断です。法案はまだ成立していません。判定や届出は当事務所でお引き受けします。ご不明な点がございましたら、いつでもご相談ください。

（大寺）

資産税係　未成年者の養子縁組についてはお気を付けください



祖父母が孫を養子にするケースがあります。しかし、孫が未成年の場合には、思わぬ問題が生じることがありますので注意が必要です。

※成人した孫や子の配偶者を養子にする場合には、通常は以下のような問題は生じません。

問題① 親権者が祖父母になる

未成年者が養子縁組をすると、原則として親権は養親である祖父母に移ります。

そのため、病院への入院手続きや学校関係の手続き、受験の書類などで親権者の同意や署名が必要な場合には、祖父母が対応しなければなりません。

問題② 祖父母が亡くなった場合に手続きが必要になる

孫養子が未成年の間に養親である祖父母がともに亡くなった場合、親権者がいない状態となることがあります。

その場合には、実親が再び親権者となるための手続きや、養子縁組を終了するための手続き（死後離縁等）が必要になるケースがあります。

問題③ 相続手続きが複雑になることがある

養親である祖父母が亡くなった場合、未成年の養子と他の相続人との間で利益が対立するため、遺産分割協議に実親が代理人として参加できないケースがあります。この場合、家庭裁判所で「特別代理人」の選任手続きが必要となることがあります。

また、金融機関によっては、預金解約などの相続手続きにおいて特別代理人の選任を求められることがあります。特別代理人の選任には一定の時間と手間がかかるほか、遺産分割の内容によっては相続税の2割加算などの問題が生じる場合もあります。

（坂田）

社会保険　最低賃金の引き上げ

2026年度（令和8年度）の徳島県の最低賃金は、時間額1,103円に引き上げられます。

【引き上げ額と発効予定日】

現行の1,046円から57円（5.4%）引き上げられ、国の目安額（Bランク56円）を1円上回る答申となりました。2026年（令和8年）11月1日から県内のすべての事業所に適用されます。



【適用基準日】

適用の基準は支払日ではなく労働日（実際に働いた日）です。11月1日以降の労働分から1,103円以上の支払いが必要になります。

【適用対象】

徳島県内の事業所で働くすべての労働者（パート・アルバイトを含む）

【最低賃金の計算に含めない賃金】

- 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
 - 例：賞与（ボーナス）、決算手当など
- 臨時に支払われる賃金
 - 例：結婚祝金、弔慰金、特別慰労金など
- 通常の労働時間・労働日以外に対する賃金
 - 例：時間外（残業）割増、休日労働割増、深夜割増など
- 所定内賃金のうち、次のような手当
 - 家族手当（扶養手当など）
 - 通勤手当（交通費）
 - 精皆勤手当（皆勤手当・精勤手当）

（竹内 拓也）

リスマネ委員会　企業経営を取り巻くリスク

企業経営を取り巻くリスクはさまざまです。国際紛争や自然災害、顧客情報の漏洩、ハラスメントなど、自社を取り巻く内外の状況の中で意外と身近にリスクは潜んでいます。

安定的な経営や事業継続のために、予測が困難な事態に備え、リスクマネジメントの重要性は年々高まっています。さまざまなリスクの存在を知り、自社の業種や事業内容にあった対策をする必要があります。

【企業におけるリスクの例】

- 企業財産
- 経営者・役員
- 従業員
- 事業中断・利益減少
- 賠償責任
- 社用車

発生しうるリスクは多様化・複雑化しており、捉え方はさまざまです。自社への影響が高いリスクを把握し、あらかじめ起こり得るリスクに応じた対策を行っておけば、企業の損害は最小限に抑えられます。

次号以降、さまざまなリスクに備える損害保険について取り上げていきます。

（さくらビジネス）

社員旅行や社内イベントの課税

職員レクリエーション旅行やイベントの費用については、一定の条件を満たせば給与所得課税の対象とならず、非課税となります。

①レクリエーション旅行（職員旅行）

職員レクリエーション旅行の費用については、一定の条件を満たせば福利厚生費として処理することができます。そのため、課税基準を事前に確認し、適切な処理を行うことが重要です。



■ レクリエーション旅行の非課税要件

- 旅行期間が4泊5日以内（海外旅行の場合は外国滞在が4泊5日以内）
- 参加人数が全職員の50%以上
- 少額不追求の趣旨を逸脱しない経済的利益であること

■ 非課税対象外になるケース

- 役員のみの旅行
- 取引先への接待
- 慰安目的の旅行
- 実質的な私的旅行
- 参加の代わりに金銭支給が選択可能な旅行

■ 研修旅行の課税対象

研修旅行は、業務に直接必要な場合は非課税となります。ただし、以下のような場合は課税対象です。また、業務上必要な部分と不要な部分が混在する場合、不要部分は給与として課税されます。

- 同業者団体主催の観光目的の団体旅行
- 旅行あっせん業者主催の団体旅行
- 観光渡航許可による海外研修旅行

②歓迎会、忘年会、新年会などのイベント

歓迎会、忘年会、新年会などのイベントも上記条件を満たせば非課税となりますが、役員だけの懇親会や特定チームのみの忘年会は課税対象となります。

■ イベントの非課税要件

- 全職員が参加可能であること
- 全事業所・全部署に開催権利があること
- 相当数の職員が参加していること

（大下）

11月の社会保険労務

■ 11月30日

- 健保・厚年の保険料納付（郵便局または銀行）
- 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付（使用）状況報告書提出（年金事務所・公共職業安定所）
- 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者（誕生月を迎える者）現況届
- 旧国民年金（老齢・通老）受給権者（誕生月を迎える者）現況届

※年金の日（11月30日）
ねんきん月間
建設雇用改善推進月間
人材開発促進月間
労働保険適用促進月間



11月の税務

■ 11月10日

1. 10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

■ 11月16日

2. 所得税の予定納税額の減額申請

■ 11月30日

3. 所得税の予定納税額の納付（第２期分）
4. 特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付
5. ９月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税（・法人事業所税）・法人住民税＞
6. ３月、６月、９月、12月決算法人・個人事業者の３月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
7. 法人・個人事業者の１月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
8. ３月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）
9. 消費税の年税額が400万円超の３月、６月、12月決算法人・個人事業者の３月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
10. 消費税の年税額が4,800万円超の８月、９月決算法人を除く法人・個人事業者の１月ごとの中間申告（7月決算法人は２か月分）＜消費税・地方消費税＞

■ 11月中において都道府県の条例で定める日

11. 個人事業税の納付（第２期分）

※税を考える週間・・・11月11日～17日



会計制度　新リース会計基準⑩ 短期リース及び少額リース

新リース会計基準では、原則としてすべてのリース契約について使用権資産とリース負債を計上しますが、短期リース及び少額リースに限っては、使用権資産とリース負債を計上しないで、リース料を借手のリース期間にわたって原則として定額法により費用として計上することができる簡便的な取扱いが認められています。

短期リースと少額リースは以下の要件を満たすリース契約をいいます。



■ 短期リース
以下の要件を全て満たすリース契約
- 借手のリース期間が12か月以内
- 購入オプションがない

■ 少額リース
以下の要件のいずれかを満たすリース契約
- 企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリースで、かつ、リース契約1件当たりの金額に重要性が乏しい（借手のリース料が300万円以下）リース
- 新品時の原資産の価値が少額である（新品時に5千米ドル以下程度）リース

（孝志茜）

新入職員紹介

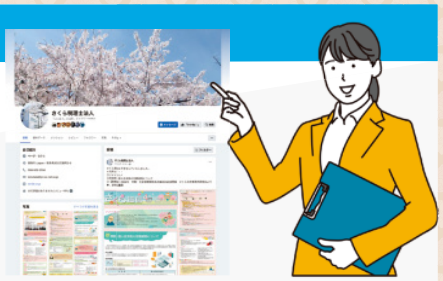
8月17日よりさくら社会保険労務士法人に入社いたしました、黒田有香と申します。
前職では接客販売・事務をしていました。
趣味は、お菓子作りやゲームなどインドアのものがほとんどで、基本的に家にひきこもっていますが、甥や姪たちに外にひきずりだされることもよくあり、暑くても寒くても永遠に動き続けている甥や姪を見ながら、最近は特に体力の衰えを感じ始めています。先日行った歯医者でも運動不足を指摘されたので、そろそろ何かしらの運動を始めるべきか悩んでいます。
専門的な事務や手続き等は未経験のため至らない点も多く、ご迷惑をおかけすることもあると思いますが、できるだけ早く業務を覚え、皆さまのお役に立てるようがんばりたいと思います。よろしくお願いいたします。



さくら税理士法人Facebook

当事務所では、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を活用した情報発信として、Facebook（フェイスブック）での情報発信を行っています。
楽しい情報をお伝えできたらと思っておりますので、ぜひご覧ください。
また、「これは！」という情報がありましたら いいね！ ボタンも積極的に押してくださいね♪
よろしくお願いいたします！

https://www.facebook.com/skr39.tax/



さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。なお当文書は執筆時現在の情報です。内容が改定される可能性もございますのでご了承ください。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

発行

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
㈱さくらビジネスサービス
労働保険事務組合　徳島県労務能率協会

〒770-0025　徳島市佐古五番町２番５号
ホームページ：https://www.skr39.co.jp/
Ｅメール　　：kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL：０８８－６２５－２５５６
FAX：０８８－６５４－１１８１